- I 凶悪化する暴力団への対策
- Ⅱ 国民に信頼される警察のために
- Ⅲ 今なお続く震災対応と次なる大規模災害への備え
- IV アジアを中心とした国際協力の展開

トピックス TOPICS





トピックス

凶悪化する暴力団への 対策

近年の厳しい暴力団情勢を踏まえ、警察では、一日も早く市民が安心して暮らせるよう、 凶悪化する暴力団への対策を強力に推進しています。

近年、特に九州北部において、銃器や手りゅう弾を用いた事業者襲撃等事件や対立抗争事件が相次いで発生するなど、暴力団情勢は極めて厳しい状況にあります。また、平成24年4月には、暴力団捜査に従事していた元警察官が銃撃される事件も発生しました。

こうした厳しい情勢を踏まえ、警察では、全国警察を挙げて、暴力団の壊滅に向けた対策を推進し ているところです。

(1) 最近の暴力団情勢

① 暴力団等によるとみられる事業者襲撃等事件 (注)

暴力団は、その意に沿わない事業者を対象とした、報復・みせしめ目的の襲撃等事件を起こしています。暴力団等によるとみられるこのような事件は、平成23年中は29件、24年中は21件発生しており、これらの78.0%が九州に集中しています。これらの事件では、拳銃、手りゅう弾、火炎瓶等が使用されることが多く、建設会社役員が拳銃で射殺されたり、ガス会社社長宅に手りゅう弾が置かれたりするなどしています。また、これらの事件は住宅街でも発生しており、事業者はもとより市民生活に対しても大きな脅威となっています。



さらに、24年8月以降、福岡県北九州市を中心に、暴力団員の立入りを禁止する標章を掲示した飲食店の経営者を刃物で切り付ける事件や電話で脅迫する事件、標章を掲示した飲食店が入居しているビルのエレベーターに放火する事件等が発生しています。



工藤會傘下組織幹部(38)らは、24年1月、近くに小学校や幼稚園がある住宅街において、建設会社社長に対して拳銃を発射し、腹部と右腕のそれぞれを銃弾が貫通する全治約3か月の重傷を負わせた。同年12月、同幹部らを殺人未遂罪等で逮捕した(福岡)。

② 対立抗争事件

平成15年以降、対立抗争に起因する不法行為の発生は減少傾向にありますが、18年、組長の継承をめぐる争いから道仁会と九州誠道会との対立抗争が発生し、いまだ終息していません。この対立抗争に起因する拳銃発砲等の不法行為が相次いで発生しており、19年には、佐賀県武雄市内の病院において、入院中の男性が九州誠道会の関係者と間違われて拳銃で射殺されるという痛ましい事件も発生しました。

この対立抗争に起因する不法行為は、23年中は13回、24年中は7回発生しています。これらの中には、住宅街における拳 銃発砲事件等も含まれており、対立抗争は市民に大きな不安 を与えています。



注:117頁参照

(2) 暴力団対策の更なる強化

このような厳しい暴力団情勢を踏まえ、警察では、次のような対策を進めています。

① 捜査の徹底・警戒活動の強化

九州北部において発生している事業者襲撃等事件 及び対立抗争事件の解決に向けた捜査の徹底を図る とともに、事件関係者や暴力団排除活動に取り組む 方々の安全確保のための保護対策・警戒活動を強化 しています。

また、そのための体制強化として、

- 各部門から動員した捜査員等の北九州地区へ の集中的な投入
- 全国警察からの機動隊の派遣
- 警視庁等からの捜査員の派遣
- 暴力団捜査等を行う警察官の増員
- 監視カメラ等の装備資機材の充実強化
- 他の都道府県警察との合同・共同捜査の積極 的な推進

等の対策を進めています。

② 改正暴力団対策法の効果的な活用

特に凶悪な暴力団に対する規制強化等を図るため、平成24年8月、暴力団員による不当な行為の防止



福岡県北九州市における検問の状況



保護対策の訓練状況

図 I - 3 特に凶悪な暴力団に対する規制強化の概要

対立抗争に伴う 市民に対する危害の防止

特定抗争指定暴力団等と警戒区域を指定 【指定要件】

- ① 危険な抗争行為の発生
- ② 同様の行為のおそれ



道仁会及び九州誠道会を指定

警戒区域内における

- ① 事務所の新設、居宅付近のうろつき等 対立抗争を誘発する行為を禁止(直罰^(注))
- ② 既存事務所への立入りを禁止(直罰)

不当要求に伴う 市民に対する危害の防止

特定危険指定暴力団等と警戒区域を指定 【指定要件】

- ① 不当要求に応じない者に対する危険な 暴力行為
- ② 同様の行為のおそれ



工藤會を指定

警戒区域内における

- ① 不当要求を直罰化
- ② 不当要求目的で行われる面会要求等に 命令
- ③ 事務所の使用制限命令

注:違反行為に対して、中止命令等の行政処分を経ずに、直ちに罰則を適用すること。

③ 捜査手法の高度化

暴力団という組織の壊滅を図るためには、捜査の実効性を高めることが重要であり、現在、 通信傍受の拡大等捜査手法の高度化についての検討を行っています。



国民に信頼される 警察のために

警察では、国民に信頼される強い警察を確立するための取組を行っています。

警察庁では、近年の懲戒処分者数の増加傾向等を踏まえ、図Ⅱ-1に掲げる施策を中心に、全国の警察職員の士気の高揚と規律の保持に努め、真に国民の信頼に足る強い警察の確立を図ることとしています。

(1) 懲戒処分者数の増加等

国家公安委員会及び警察庁は、平成12年に策定した「警察改革要綱」等に基づき、治安再生と信頼回復に取り組んできました。

しかし、それまで減少傾向にあった懲戒処分者数が22年には大幅に増加し、それ以降も高い水準となっているほか、長崎県西海市における殺人事件に係る対応等、警察に対する国民の信頼を揺るがしかねない不祥事案が相次いで発生しました。



警察学校における職務倫理指導者専科の様子

(2) 国民に信頼される強い警察を確立するための取組

警察庁では、国家公安委員会の指導の下、部外の有識者の意見等を踏まえ、今後、警察が取り組むべき施策について検討を行いました。そして、図Ⅱ-1に掲げる12の施策を取りまとめ、全国警察を挙げてこれらを推進することとしました。

図Ⅱ-1 「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策(注)

被害の不安に困り苦しむ人に応える警察の確立

施策 1

「警察安全相談・事件相談への迅速・確実な 組織対応」

施策2

「被害者の立場に立った被害届、告訴・告発 等の迅速・確実な受理と対応」

施策3

「女性被害者等に対する対応強化」

施策4

ルネサ 「都道府県警察の業務運営の在り方等の見直

警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

施策5

「非違事案等の未然(再発)防止対策の強化」

施策6

「厳正な調査・検証の徹底」

施策7

「非違事案の組織的隠蔽等を根絶するための 取組」

施策8

「証拠品や書類の取扱いに係る非違事案防止 の徹底|

警察活動を支える人的基盤の強化

施策9

「警察職員の使命感と誇りを醸成する施策の 推進」

施策10

「警察官の採用等の在り方の見直し及び女性 警察官の採用・登用の拡大」

施策 11

「職務執行の中核たる中堅幹部(警部・警部 補)の資質の向上」

施策12

「警察組織における適切なコミュニケーショ ン方策の推進|

注:平成12年の「警察改革要綱」等に基づく警察改革のための取組を充実・強化するために、24年8月に取りまとめられた施策

ョ ラ ム 都道府県警察における取組

都道府県警察においては、真に国民の信頼に足る強い警察組織を確立するため、様々な取組を行っています。

(1)被害者の立場に立った被害届の受理等

犯人の処罰を求める国民からの要望に、迅速・的確に対応することは、警察に課せられた大きな責務です。

そこで、都道府県警察では、被害の届出は、明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものを除き、即時 受理することとしました。また、受理に当たっては、届出人の便宜のため、希望に応じて、届出の日時、 連絡先等を記載した書面を交付することとしました。

(2) 二次元コードを活用した証拠物件管理システム

公訴時効の廃止等に伴い、証拠物件の保管・管理に係る負担の増加等が懸念されることから、福井県警察では、二次元コードを活用した証拠物件管理システムを開発しました。このシステムは、証拠物件に付した二次元コードを読み取ることで、その出納状況の的確な把握を可能とするものです。これにより、証拠物件の出納におけるシステムへの入力ミス等を防止するとともに、事務負担の軽減、証拠物件の適正かつ効率的な管理に資することとなります。

(3) 国民から寄せられた感謝や激励の声 の共有と紹介

警察活動に対して、国民から感謝や激励

の声が数多く寄せられています。こうした声を共有することにより、 警察職員の士気高揚や 使命感と誇りの醸成等を図っています。

また、寄せられた声の一部については、各都道府県警察のウェブサイト等で紹介することにより、管内住民の警察への信頼や治安に対する安心感の確保、今後の警察活動への協力につながるよう努めています。



二次元コードを活用した証拠物件管理

県民の皆をまからの后

平成24年8月12日(日)侵入窃盗の被害に遭い、大きなショックを受けて いた福岡市西区にお住まいの独居高齢女性の不安を解消するために警戒活動を実施した西警察署松原交番(当時)のA巡査長(34)、B巡査(28) に対して、女性から感謝の手紙が届きました。



女性は、自宅2階で就寝中、1階に置いていた射布や貴金属を盗まれました。

就獲中に自宅に侵入されたことに大きなショックを受け、さらに、相談できる戦族・知人等が身近にいないことから、 今後の生活が不安で仕方がない様子でした。

そこで、A巡査長らは「早く不安を取り除いて、女性の笑顔を取り戻そう」を合い言葉に、松原交番全体で女性 宅への立ち寄りやパトロールを行いました。



手紙には「昼も夜も見回りして下さって本当にありがとうございました」と感謝の 言葉が綴られており、松原交番の警察官たちは、女性の不安が解消されている ことに安堵するとともに、地道な活動が着実に実を結んでいることに喜びを感じ、 これからも職務に励むことを誓いました。



A MARKET



pw香

警察活動に対して寄せられた感謝の声



今なお続く震災対応と 次なる大規模災害への備え

警察では、現在も東日本大震災の被災地において活動を継続しながら、次なる大規模災害の発生に備え、災害対策の見直しを行っています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害は、死者1万5,883人、行方不明者 2,671人、負傷者6,145人等に上ります(25年6月10日現在)。

警察では、震災発生直後から、全国警察が一体となり幅広い活動に取り組んでいます。また、本震災の反省・教訓を今後の災害対策に反映させるため、大規模災害における警察の対応について具体的な検討を行い、各種施策を推進しています。

(1) 東日本大震災への対応

① 警察における対処体制

岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察(以下「被災3県警察」という。)では、震災発生直後から、被災者の避難誘導及び救出救助、行方不明者の捜索、遺体の検視・身元確認等、緊急交通路の確保、被災者支援、警戒・警ら活動、犯罪取締り等幅広い活動に取り組みました。これまでに、全国警察から被災3県警察に対し、延べ約112万人(平成25年6月10日現在)の警察職員を派遣するとともに、全国警察からの特別出向により警察官を増員するなどして、被災地における警察活動を強力に推進しています。



被災3県警察では、現在も、福島県警察に対する応援部隊を含む約4,070人体制で仮設住宅の防犯活動、行方不明者の捜索活動、帰還困難区域等における警戒・警ら活動等を実施しており、今後とも被災地の情勢等に的確かつ柔軟に対応するため、対処体制を確保し、地域に密着した活動を継続的に推進することとしています(25年6月10日現在)。



被災3県警察では、震災発生から2年目の25年3月11日、海上保安庁等と合同で行方不明者の集中捜索を実施した。沿岸部を管轄する警察署員のほか、機動隊、警察本部各部の警察官等により捜索部隊を編成し、海岸線や住民からの要望があった地域を中心に、航空機、船舶、水中ロボット等を使用し、陸・海・空からの捜索を行った結果、アルバム等を発見した。



行方不明者の捜索状況

② 福島第一原子力発電所周辺における活動

警察では、福島第一原子力発電所の事故の発生直後に、周辺地域における避難誘導、原子炉建屋への放水活動等を行ったほか、その後も、放射線量のモニタリング、行方不明者の捜索活動、検問、警戒・警ら活動、住民の一時立入りに対する支援活動等を行いました。

現在も、福島県警察では、避難指示区域等の見直しによる情勢の変化や住民等の要望等を踏まえ、自治体やボランティアと の合同パトロールを実施するなどして、地域の安全・安心の確保に努めています。



福島第一原子力発電所周辺における警戒活動

(2) 次なる大規模災害への備え

警察では、本震災以降、「国家公安委員会・警察庁防災業務計画」(以下「防災業務計画」という。)の修正、警察災害派遣隊の新設による広域的な部隊運用に係る体制強化、各種訓練の実施、装備資機材の整備・拡充、関係機関との連携強化、大規模災害に伴う交通規制実施要領の策定、業務継続体制の確立等、災害時に一人でも多くの国民を守り、被害を少しでも減らすため、災害対策の不断の見直しを図っています。

① 自然災害・事故災害対策の強化

国家公安委員会及び警察庁は、本震災以降、2度にわたり防災業務計画の見直しを行い、平成24年3月の修正では、津波災害対策を体系化し、25年1月の修正では、発生が懸念されている広域的な大規模災害への即応力強化のための対策を定めました。

都道府県警察では、防災業務計画の修正等を踏まえ、災害現場の実態に即した災害対策の検討を行っているほか、各種訓練の実施や、地方自治体等の取組への積極的な参画等により自然災害・事故災害対策を推進しています。また、警察では、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震、首都直下地震等の大規模災害における警察措置について、政府の計画や被害想定の見直し等を踏まえ、引き続き具体的な検討を進めていくこととしています。

警察用航空機を活用した救出救助訓練

② 原子力災害対策の強化

福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、警察では、組織改編 や増員、装備資機材の整備・拡充、実践的訓練の実施等により、

原子力災害を想定した住民の避難誘導訓練

原子力災害対策を強化しました。また、前記1月の防災業務計画の修正において、原子力災害への対応力強化のための対策を定めました。これを踏まえ、都道府県警察においては、関係自治体、原子力事業者等と連携し、地域防災計画の修正を始めとする原子力災害対策の強化を図っています。

図Ⅲ-2 防災業務計画(原子力災害対策関係)の修正概要

- ① 関係機関との連携関係 原子力規制委員会の新設等を踏まえた関係機関との連絡体制の確立について明記
- ② 警察庁の警備体制関係 【明記事項】
- 特定事象に発展するおそれのある事象発生時において構築する体制
- 複合災害発生時における効率的な業務推進のための他の災害対策体制との連携
- 原子力緊急事態解除宣言後において警察が行うべき事後対策等に応じた警備体制の維持
- ③ 原子力災害警備計画の策定等関係

【明記事項】

- 計画を策定すべき都道府県警察の範囲を拡大
- 同計画に記載すべき事項、避難誘導に関する資料の添付
- 放射性物質の放出可能性等への配意
- 核燃料物質等の輸送事故・災害の初動措置マニュアルの作成
- ④ 緊急輸送の支援関係

緊急事態応急対策を行うための装備資機材及び人員の現地への輸送に関する支援の実施について明記

- ⑤ 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持関係 避難指示等の実効を挙げるために必要な措置をすべき区域として警戒区域等を明記
- ⑥ 警察職員の被ばく対策関係 被ばく線量の確実な測定及び適切な管理について明記







アジアを中心とした国際協力の展開

警察では、我が国の警察の知見や特質をいかし、外務省や独立行政法人国際協力機構(JICA)と協力して、専門家の派遣や研修員の受入れを通じた知識・技術の移転による海外の警察に対する協力を行っています。

外国治安機関の犯罪対処能力の向上に協力することは、相手国の治安改善のために有効であることはもとより、その国が国際犯罪の温床となることを防ぎ、我が国を含む関係国の治安対策にも資するものです。また、こうした協力を通じて、相手国の治安機関と良好な関係を築くことができ、国際犯罪対策に関する連携が更に促進されることも期待できます。

(1) 知識・技術の移転

警察庁では、インドネシア、フィリピン、トルコ等に専門家を派遣して交番制度、犯罪鑑識等の分野で知識・技術の移転を図っています。平成24年には18人の専門家を新たに派遣し、派遣された者の数は、継続派遣中の者と合わせ、延べ29人でした。

① インドネシア国家警察改革支援プログラム

13年以降、インドネシア国家警察改革支援プログラムを実施するとともに、職員をプログラム全体の統括責任者である国家警察長官政策アドバイザー兼プログラム・マネージャーとして派遣しています。24年には、このプログラムの中核事業として14年以降実施してきた市民警察活動促進プロジェクトが終了し、その後継事業として、市民警察活動(POLMAS)(注)全国展開プロジェクトを開始しました。このプロジェクトは、ジャカルタ近郊のメトロ・ブカシ警察署及びブカシ県警察署



インドネシアにおける交番業務の指導の様子

をモデル警察署として活用しながら、交番制度、犯罪鑑識、通信指令システム等に関するこれ までの協力の成果を定着させ、全国に展開させることを目的としています。

② フィリピン国家警察犯罪対策能力向上プログラム

20年以降、フィリピン国家警察に対しては、犯罪対策能力 向上プログラムを実施しており、職員を国家警察長官アドバ イザー兼プログラム・マネージャーとして派遣しています。

また、これに加えて、捜査制度支援及び犯罪鑑識分野への 専門家の派遣等を通じて、犯罪対策能力の向上に協力してい ます。

③ ベトナム交通警察官研修強化プロジェクト

22年以降、ベトナム公安省に対しては、交通警察官研修強 フィリピンにおける鑑識技術に関する指導の様子 化プロジェクトを実施しており、専門家の派遣や研修員の受入れを通じて、ベトナム公安省人 民警察学院の交通警察指導教官の能力向上等に協力しています。



4 東ティモール国家警察に対する協力

東ティモール政府からの要請に基づき、23年11月から同年12月までの間、専門家を派遣してコミュニティ・ポリーシングの推進についての助言・指導を行ったほか、22年以降、我が国及びインドネシアで、東ティモール国家警察幹部に対する研修を実施しています。

⑤ トルコにおけるアフガニスタン警察官訓練等に対する協力

トルコ警察では、アフガニスタンの治安改善のため、同国警察の能力向上に必要な警察官の訓練を実施しています。我が国では、トルコ政府からの要請を受け、23年以降、同国に柔道講師の警察官を派遣してアフガニスタン警察官に対し柔道技術を指導するとともに、これらを通じて、警察官として必要な規律や職業倫理も教えています。また、22年以降、毎年トルコ警察幹部を我が国に招へいし、トルコ警察との協力関係を強化しています。



東ティモールにおけるコミュニティ・ポリーシングに関する指導の様子



トルコ国内での訓練に参加したアフガニスタン警察官に 対する柔道の指導の様子

⑥ 研修員等の受入れ

警察では、知識・技術の移転及び諸外国との情報交換の促進を図るため、研修員の受入れ体制を整備し、都道府県警察における実地研修、警察大学校国際警察センターにおけるセミナー等を行っています。24年中には、15回の研修で134人の研修員を受け入れました。このほか、外国治安機関等からの来訪者を受け入れて、交番、通信指令室等の警察施設の視察等を通じて我が国の警察の取組を紹介しており、24年中にはアジア諸国からの来訪者を中心に786人を受け入れました。



交番等の視察の様子

(2) 国際緊急援助活動

我が国は、外国で大規模な災害が発生し、被災国政府又は 国際機関の要請があった場合、被災地に国際緊急援助隊を派 遣しており、警察もその一員として国際緊急援助活動を行って います。

警察では、国際緊急援助隊の派遣に関する法律が施行された昭和62年以降、延べ242人の隊員を13の国・地域に派遣し、被災者の捜索・救助等を行ってきました。

平成23年2月のニュージーランド南島クライストチャーチ



ニュージーランドにおいて捜索活動を実施する我が 国の国際緊急援助隊

市付近における地震に際しては、国際緊急援助隊救助チーム要員として捜索・救助活動等に当たる警察職員38人のほか、専門家チーム要員として被災者の身元確認作業(DVI)に当たる警察職員5人を派遣しました。

警察活動の最前線



被災者に寄り添って

前 宮城県岩沼警察署地域課地域特別警ら係(現 警視庁人事第二課) 〈 ぼづか まきし 久保塚 将志 警部補

みやぎくん

「己を忘れて他を利するは慈悲の極みなり」

これは、東日本大震災後の津波のために殉職された瀬谷志津江警 視が、生前自宅に残していた最澄の言葉です。

「自分の幸せを忘れ、人の幸福のために尽くすのが慈悲の究極の姿である」という意味のこの言葉は、私たち出向者を激励してくれるかのようでした。

私は、平成24年2月から13か月間、警視庁から宮城県岩沼警察署に出向しました。出向中、常にこの言葉を胸に、パトロールに限らず、仮設住宅での巡回連絡や防犯寸劇等に取り組み、被災者の方の気持ちに寄り添い、向き合うように努めました。

こうした活動を通じて、被災者の方から「お巡りさんの姿を見る と安心する」、「遠くからありがとう」という声を掛けていただいた



ときや、悲しみや不安を抱えながらも警察官の姿を身近に見て安心を感じてもらえたときほど嬉しいことはありませんでした。

また、多くの被災者の方々が震災当初から応援で駆けつけた警察官のことを今でも忘れずに感謝し続けてくれていることに、警察官として誇りを感じます。

私はこれからも被災地の一日でも早い復興を願い、帰任してもなお、全力で職務を全うしていきます。



被害者の立場に立った鑑識活動

前 青森県警察本部刑事部鑑識課 (現 弘前警察署刑事第一課) おくぎき のりあき 奥崎 典明 警部補

「素早い出動と基本に忠実な鑑識活動」

これこそが、小規模署で「一人鑑識」を勤め上げた経験から培い、鑑識専務員としての24年間で私が心掛けてきたことです。

こうした心掛けが、昨年、長年の懸案事件の解決につながりました。

その事件は、刃物を持ち覆面姿でアパートに侵入し、恐怖に怯える女性に乱暴 する極めて悪性の強い卑劣な犯行でした。

そして、ある深夜、類似事件の申告を受けて機動鑑識班員として出動した際に発見した吸い殻のDNA型鑑定をきっかけに、事件が同一犯人による連続事件と判明しました。さらに、困難とされる吸い殻のフィルターからの指紋検出に成功し、容疑者の特定にまでこぎ着けたのです。被疑者は観念し、余罪も全面自供しました。「ようやく安心して眠れます」という被害者からの感謝の言葉に、鑑識マンとしての苦労が報われたことを実感しました。

近年、全国鑑識専務員の熱意と創意による鑑識技術の進化は目を見張るものがあります。私の警察官生活も残り少なくなりましたが、基本に徹した鑑識活動で国民の安全・安心のため頑張りたいと思います。



注:掲載されているキャラクターは、都道府県警察のマスコットキャラクターです。